

## 第6章 都道府県の将来像

第1章から第5章までを踏まえ、これからの地方分権時代の都道府県の姿を描いてみるとすれば、次のようなものになると思われる。

### (1) 広域的課題に対応能力がある都道府県

都道府県は、市町村の区域を超える広域的な地方自治体として、本来、都道府県が処理すべき広域事務を的確に処理していくことが期待される。特に「環境」、「産業」及び「基盤整備」といった分野で、産業廃棄物対策、広域的な環境管理、新産業・新事業の創出、交通インフラ及び情報インフラの整備、山地・河川及び海岸等の県土保全等の広域的課題に対する対応能力・問題解決能力がある都道府県であることが求められる。

### (2) 市町村に対する支援・補完能力がある都道府県

都道府県は、専門的能力を有する大規模な地方自治体として、市町村に対する支援や市町村では十分対応できない部分を補う事務を的確に処理していくことが期待される。特に、「保健医療福祉」、「生活」及び「防災・危機管理」といった分野で、福祉・保健・医療サービスの提供、消費者に対する情報提供及び相談、被災市町村の支援等において市町村を支援・補完できる、専門的能力を始めとする支援・補完能力を持つ都道府県であることが求められる。また、「教育・文化」及び「地域振興」の分野も、市町村の学校教育に対する知的支援、過疎地域等の支援等市町村に対する都道府県の支援・補完能力が大きく求められる分野である。

ただし、この補完事務を果たすという都道府県の姿は、当該都道府県を構成する市町村の力量如何によって流動的な部分がある。例えば、大都市圏において比較的規模の大きい都市を多く抱える都道府県と地方圏において過疎市町村を多く抱える都道府県では、その果たすべき役割の大きさは異なってくるものである。

### (3) 総合的な問題解決能力がある都道府県

都道府県は、地域における総合的行政を担う地方自治体として、地域的政策課題の解決を図るとともに、総合交通ネットワークの形成、医療供給体制の確立等地域の総合的整備・総合的サービス提供体制の確立を図っていくことが期待される。この場合、都道府県には、地域のグランドデザインを構想し、自らの各種施策・事務事業を総合調整して実施するとともに、国や市町村、さらには民間団体・住民等の地域に係わる多様な主体が全体として連携を取りながら地域の課題解決に当る体制を実現していく、地域の総合的なプロデューサー及びコーディネーターとしての役割が求められる。

これは、地方自治法が規定する「市町村に関する連絡調整」が大きな部分を占めるものの、市町村以外のより広い範囲の主体との連携も視野に入れたもっと広い意味での連絡調整事務が都道府県の果たすべき重要な役割となることを意味するものである。なお、都道府県にこのような役割が期待される背景としては、都道府県が文化的なアイデンティティを有する地域的なまとまりのある単位でもあるということがある。

### (4) 効率的に運営されている都道府県

都道府県は、今後とも予想される厳しい財政状況の下で、環境変化に的確に対応しつつ、効率的な行政運営を行っている地方自治体であることが期待される。地方自治法が定める「最小の経費で最大の効果」を実現するために、量的・質的両面における行政改革を実施し、行政評価システムに基づく施策等の見直しを行い、業務遂行能力・業績達成能力の高い組織人事体制の構築を図っていくことが求められる。また、行政運営の効率化という面からIT技術の積極的な活用を図っていくことが重要となる。

### (5) 住民に対して応答性がある都道府県

都道府県は、機関委任事務の廃止に伴い完全自治体化したことを受けて、今まで

以上に住民に顔を向けた、また住民に対して応答性のある地方自治体であることが期待される。住民に対して積極的な情報公開・情報提供を行い、施策・事業等についての説明責任を果たし、議会との関係に配慮しつつも、行政運営への住民参加を推進していくことが求められる。この行政運営に対する住民参加の推進、特に住民との双方向性の実現という観点からも、IT技術の積極的な活用を図ることが重要となる。

以上をまとめてみると、これからの都道府県には、広域的課題への対応、市町村に対する支援・補完、そして地域の総合的なプロデューサー・コーディネーターという3つの役割を担っていく存在となることが期待されている。

これらは、従来からも都道府県が担ってきた役割であるとも言えるが、今後は、完全自治体化した都道府県として、国からの関与が減少し、自由度が拡大する中で、市町村とは対等・協力の関係の下で連携しながら、また、住民との間の応答性・双方向性を拡充しながら、地域の特性を踏まえた自己決定と自己責任の下に、自主的・自立的かつ効率的に上記の3つの役割を果たしていくことが求められているのである。

その場合、高度情報社会への移行や、それに伴い国・地方を通じて電子政府化が進展することが予想される中で、今後、都道府県が上記の3つの役割を的確に果たしていくためには、IT技術の積極的活用を図るとともに、情報・知識及び技術面において、より高度な専門性を有していることが必要不可欠となるであろう。